

食品リサイクル制度の見直しについて（意見具申）の概要

1. 再生利用等の実施率目標のあり方

- (1) 新たな食品循環資源の再生利用等実施率目標（現行は、全業種一律 20%）の設定に当たっては、業種特性を考慮し、業種別に達成目標を定めることが必要。
- (2) 食品関連事業者に対し、これまでの再生利用等の取組を基に自己目標を算出及び管理させ、段階的に主体性を持った取組を行うよう促すとともに、行政もその取組状況を把握し、適宜、指導監督していく仕組みが必要。

2. 発生抑制の推進施策のあり方

発生抑制を現行制度の再生利用等の目標から切り出して個別の目標とし、目標設定に当たっては、業種・業態ごとに先進的な取組を行う事業者の事例等を参考にして原単位を設定し、これを目標として個々の食品関連事業者の取組を促すべき。

3. 再生利用等の取組内容の報告・公表のあり方

多量発生事業者から食品廃棄物発生量と再生利用等の実施の状況についての報告を求め、情報公開を行うことで意識・取組の向上等を図ることが必要。

4. 再生利用及びエネルギー利用の促進施策のあり方

- (1) 優先的に食品廃棄物を飼料化に仕向けることを検討すべき。
- (2) 肥料化は、利用先の確保を前提として実行されるよう政策誘導を行うべき。
- (3) メタン化と同等以上に効率がよく、地球温暖化の抑制に資するエネルギー利用は、条件を限定した上で、位置づける必要がある。
- (4) 全国的に一定の需要が確実に見込まれる再生利用製品を製造するものであって、品質を確保できる技術が確立されており、かつ、現行の4手法と同等程度に環境への負荷が小さく、人や家畜の健康に悪影響を及ぼさない場合には、新たな手法として定めることを検討すべき。

また、特定の地域において需要の確保が見込まれ、当該地域では安定かつ確実な再生利用が可能なものは、地域を限定した上で、制度に基づく再生利用手法とすることを検討すべき。

- (5) 再生利用事業者において、適正な品質の再生利用製品が確実に製造され、その製品が利用されていることを定期的に把握し、その情報を公開することが必要。

(6) 中小・零細規模の食品関連事業者における再生利用の促進を図るため、市町村の施設でのエネルギー利用等を推進することも選択肢。

このため、国として、家庭の生ごみを含めた再生利用やエネルギー利用施設整備の支援を行い、取組を進めることも重要。あわせて、社会経済的に効率的な事業となるよう、コスト分析手法等を提示することも必要。

また、地域において、より効果的な食品リサイクルを行う取組をモデルとして実証・提示していくことも必要。

5. 広域的・効率的な再生利用の促進策のあり方

食品関連事業者、リサイクル業者及び農林漁業者が連携して構築するリサイクル・ループ（食品の循環利用の環）を認定する制度を設け、計画内における食品循環資源の広域的な一括収集が可能となるよう、廃棄物処理法の特例の拡充措置が必要。

6. チェーン方式により事業展開する食品関連事業者のあり方

本部機能を有する部署が、チェーン全体を指導できる食品関連事業者は、全体での事業者とみなし、実施率算定等の対象とする措置が必要。

7. 地方公共団体における食品リサイクル制度への関与のあり方

地域単位での主体的・計画的な取組を推進する際の支援、地方公共団体との連携による食品リサイクルの促進に関する優良事例を示すなど、地域における食品リサイクルを進めるために参考となる情報提供の充実が必要。また、今後の施策の展開により得られる知見等を踏まえ、食品リサイクル法における地方公共団体の地域における役割について、引き続き検討を深めていくべき。

8. 食品リサイクル制度における学校教育等の役割のあり方

食品リサイクル制度において、学校教育に期待される役割を明確に位置づけ、一層の取組促進に向けた具体策について検討すべき。

9. 食品リサイクル制度における消費者の理解の増進に向けた方策のあり方

食品廃棄物の発生抑制等における消費者の取り組むべき事項を、基本方針において明確化するとともに、様々な情報伝達・広報手段を通じ、国と地方公共団体が食育を含め、消費者向けの普及啓発を図ることが必要。

再生利用等実施率目標値（案）と食品リサイクル施設の受入能力の比較について

基本方針に定める新たな業種別の目標値（案）から得られる再生利用の仕向量と、現時点で整備されている食品リサイクル施設における食品循環資源の受入能力と比較し、目標値（案）の妥当性について次のとおり検証した。

1. 基本方針に定める業種別の目標値（案）に係る検討

基本方針に定める新たな業種別の目標値（案）を、全て再生利用により達成することと仮定し、平成17年度の食品廃棄物等の発生量の実績値をベースにしたときに、目標値（案）達成するために必要な再生利用への仕向量を算出すると、表1のとおりとなる。

なお、仕向量の合計は713万トンとなり、平成17年度の再生利用（4手法に限る）への仕向量530万トンの1.3倍となる。

表1 目標値（案）達成に必要な再生利用への仕向量

(単位：万トン)

分類		A 目標値(案)	B 平成17年度の食品 廃棄物等の発生量	C = A × B 目標年度における 再生利用仕向量
主に産業廃棄物	食品製造業	85%	494.6	420
	食品卸売業	70%	74.4	52
主に一般廃棄物	食品小売業	45%	262.9	118
	外食産業	40%	304.3	122
合計			1,136.2	713

※四捨五入のため、合計と内訳は一致しない。

2. 食品リサイクル施設の受入能力に係る検討

我が国における食品リサイクル施設の1日当たりの食品循環資源の処理能力を年間稼働日数を280日を前提に、年間受入能力を算出すると、表2のとおりとなる。

なお、年間受入能力は、1,331万トンとなる。

表2 我が国における食品リサイクル施設の受入能力

食品リサイクル施設の種類	A 1日当たりの処 理能力(t/日)	B = A × 280 年間受入能力 (万トン/年)
①市町村が設置した一般廃棄物処理施設	1,091	31
②民間事業者が設置した一般廃棄物処理施設	5,956	167
③民間事業者が設置した産業廃棄物処理施設	39,688	1,111
④登録再生利用事業者が設置した再生利用施設(有価物のみ)	817	23
合計		1,331

※調査対象

1. 廃棄物処理法（以下「法」という。）に係る施設（平成18年3月31日現在の状況）

①市町村が設置した一般廃棄物処理施設

法第9条の3第1項の規定により一般廃棄物処理施設（食品廃棄物の再生利用（4手法）を行うも

食育推進基本計画の概要

はじめに

1. 食をめぐる現状

近年、健全な食生活が失われつつあり、我が国の食をめぐる現状は危機的な状況にある。このため、地域や社会を挙げた子どもの食育をはじめ、生活習慣病等の予防、高齢者の健全な食生活や楽しく食卓を囲む機会の確保、食品の安全性の確保と国民の理解の増進、食料自給率の向上、伝統ある食文化の継承等が必要である。

2. これまでの取組と今後の展開

これまでも食育への取組がなされてきており、一定の成果を挙げつつあるが、危機的な状況の解決につながる道筋は見えていない。このため、平成18年度から22年度までの5年間を対象とする基本計画に基づき、国民運動として食育に取り組み、国民が生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができる社会の実現を目指す。

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

1. 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成

健全な食生活に必要な知識等が年齢、健康状態等により異なることに配慮しつつ、心身の健康の増進と豊かな人間形成を目指した施策を講じる。

2. 食に関する感謝の念と理解

様々な体験活動等を通じ、自然に国民の食に対する感謝の念や理解が深まってくよう配慮した施策を講じる。

3. 食育推進運動の展開

国民一人一人の理解を得るとともに、社会の様々な分野において男女共同参画の

視点も踏まえ食育を推進する観点から、国民や民間団体等の自発的意思を尊重し、多様な主体の参加と連携に立脚した国民運動となるよう施策を講じる。

4. 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割

子どもの父母その他の保護者や教育・保育関係者の意識向上を図り、子どもが楽しく食を学ぶ取組が積極的に推進されるよう施策を講じる。

5. 食に関する体験活動と食育推進活動の実践

家庭、学校、地域等様々な分野において、多様な主体から食を学ぶ機会が提供され、国民が意欲的に食育の活動を実践できるよう施策を講じる。

6. 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献

伝統ある食文化の継承や環境と調和した食料生産等が図られるよう配慮するとともに、食料需給への国民の理解の促進と都市と農山漁村の共生・対流等により農山漁村の活性化と食料自給率の向上に資するよう施策を講じる。

7. 食品の安全性の確保等における食育の役割

食品の安全性等食に関する幅広い情報を多様な手段で提供するとともに、行政、関係団体、消費者等との意見交換が積極的に行われるよう施策を講じる。

第2 食育の推進の目標に関する事項

1. 目標の考え方

食育を国民運動として推進するため、これにふさわしい定量的な目標を掲げ、その達成を目指して基本計画に基づく取組を推進する。

2. 食育の推進に当たっての目標値(平成22年度)

(1) 食育に関心を持っている国民の割合の増加

70パーセント(平成17年度)→90パーセント以上

(2) 朝食を欠食する国民の割合の減少

小学生 4 パーセント(平成 12 年度)→0 パーセント

20 歳代男性 30 パーセント、30 歳代男性 23 パーセント(平成 15 年度)→いずれも 15 パーセント以下

(3)学校給食における地場産物を使用する割合の増加

21 パーセント(平成 16 年度、食材数ベース)→30 パーセント以上

(4)「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合の増加

60 パーセント以上

(5)内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を認知している国民の割合の増加

80 パーセント以上

(6)食育の推進に関わるボランティアの数の増加

現状値の 20 パーセント以上増加

(7)教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加

60 パーセント以上

(8)食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加

60 パーセント以上

(9)推進計画を作成・実施している都道府県及び市町村の割合

都道府県 100 パーセント、市町村 50 パーセント以上

第 3 食育の総合的な促進に関する事項

国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

1. 家庭における食育の推進

○生活リズムの向上

朝食摂取、早寝早起き等子どもの生活リズム向上のための普及啓発活動等

○子どもの肥満予防の推進

栄養・運動両面からの肥満予防対策等

○望ましい食習慣や知識の習得

学校を通じた保護者に対する栄養管理に関する知識等の啓発や家庭教育手帳

の配付・活用

○妊産婦や乳幼児に関する栄養指導

妊産婦等への栄養指導の充実、妊産婦の健康課題等についての調査研究、乳幼児等の発達段階に応じた栄養指導等

○栄養教諭を中核とした取組

栄養教諭を中核とした食育推進、保護者や教職員等への普及啓発等

○青少年及びその保護者に対する食育推進

青少年育成に関するイベントにおける普及啓発や情報提供

2. 学校、保育所等における食育の推進

○指導体制の充実

栄養教諭の全国配置の促進、学校での食育の組織的・計画的な推進等

○子どもへの指導内容の充実

学校としての全体的な計画の策定、指導時間の確保、体験活動の推進等

○学校給食の充実

学校給食の普及・充実と「生きた教材」としての活用、学校給食での地産地消の推進、単独調理方式の効果等の周知・普及等

○食育を通じた健康状態の改善等の推進

食生活の健康等への影響の調査とこれに基づく指導プログラムの開発等

○保育所での食育推進

保育計画に連動した組織的・発展的な「食育の計画」の策定推進等

3. 地域における食生活の改善のための取組の推進

○栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践

日本の気候風土に適した米と多様な副食から構成される「日本型食生活」の実践促進のための情報提供等

○「食生活指針」や「食事バランスガイド」の活用促進

「食生活指針」の普及啓発、「食事バランスガイド」の浸透促進等

○専門的知識を有する人材の養成・活用

管理栄養士・専門調理師等の養成と多面的な食育活動の推進等

○健康づくりや医学教育等における食育推進

医療機関等での食育の普及啓発、健康状態に応じた栄養や運動の指導等

○食品関連事業者等による食育推進

食品関連事業者等による体験活動の機会提供、情報や知識の提供等

4. 食育推進運動の展開

○食育月間の設定・実施

食育月間の設定(毎年6月)による重点的・効果的な運動等

○継続的な食育推進運動

食育の日の設定(毎月19日)による継続的運動、キャッチフレーズの活用等

○各種団体等との連携・協力体制の確立

団体等の全国的な連携確保、地方公共団体を中心とする協力体制の構築等

○民間の取組に対する表彰の実施

民間の食育活動に関する表彰の実施

○国民運動に資する調査研究と情報提供

食育に関する国民意識等の調査研究、食育に関する総合的な情報提供等

○食育に関する国民の理解の増進

世代、健康状態等に応じた細やかな広報啓発活動、科学的知見に基づく正しい知識による冷静な判断の重要性への理解促進等

○ボランティア活動への支援

ボランティアによる取組の活発化、食生活改善推進員等による健康づくり活動の促進

5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

○都市と農山漁村の共生・対流の促進

グリーン・ツーリズム等を通じた交流促進のための情報提供、受入体制の整備等

○子どもを中心とした農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供

子どもを中心とする農林水産物の生産における様々な体験機会の拡大のための情報提供、受入体制の整備等

○農林漁業者等による食育推進

農林漁業者等の教育関係者との連携による体験活動の機会の提供等

○地産地消の推進

地産地消を推進するための計画策定、人材の育成、施設の整備等

○バイオマス利用と食品リサイクルの推進

バイオマスの総合利用による地域循環システムの実用化、食品リサイクルの必要性に関する普及啓発等

6. 食文化の継承のための活動への支援等

○ボランティア活動等における取組

食生活改善推進員等による親子料理教室等での郷土料理等の活用等

○学校給食での郷土料理等の積極的な導入やイベントの活用

学校給食への郷土料理等の導入、各種イベント等での郷土料理等の紹介等

○専門調理師等の活用における取組

高度な調理技術を備えた専門調理師等の活用

○関連情報の収集と発信

食文化の普及啓発に関する全国各地の事例の収集・発信

○知的財産立国への取組との連携

食文化の基盤となる調査研究、シンポジウム等による成果の発信等の促進

7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

○リスクコミュニケーションの充実

リスクコミュニケーションの積極的な実施、効果的手法の開発

○食品の安全性や栄養等に関する情報提供

食品の安全性等に関する情報の分かりやすい提供等

○基礎的な調査・研究等の実施

国民健康・栄養調査等の実施、複数分野のデータの総合的な収集・解析、農林漁業、食料生産等に関する統計調査の実施等

○食品情報に関する制度の普及啓発

食品表示制度の見直し、同制度の普及・定着等

○地方公共団体等における取組の促進

地方公共団体や関係団体等による各種情報の収集・提供

○食育の海外展開と海外調査の推進

食育の理念や取組の海外発信、「食育(Shokuiku)」の海外普及、海外での取組の調査等

○国際的な情報交換等

海外研究者の招聘、海外調査の実施、国際的な連携・交流の促進等

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 多様な関係者の連携・協力の強化

多様な関係者による連携・協力の強化に努める。

2. 都道府県等による推進計画の策定とこれに基づく施策の促進

都道府県等による推進計画の作成等に向け、国からの働きかけ等を行う。

3. 積極的な情報提供と国民の意見等の把握

食育に関する情報の分かりやすい形での提供と国民の意見等の把握・反映に努める。

4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用

施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、推進状況の把握と効果等の評価を行う。また、予算の有効利用の観点から選択と集中の強化等の徹底を図る。

5. 基本計画の見直し

計画期間終了前であっても、必要に応じて見直しの必要性や時期等を適時適切に検討する。